

こころ やわらかく

ひとり じんけん たいせつ
一人ひとりの人権を大切にするために



し が けん
滋 賀 県



滋賀県人権啓発キャラクター
「ジンケンダー」

もくじ

はじめに ～「人権」とはなんだろう？～	1
女性の人権	2
子どもの人権	4
高齢者の人権	6
障害者の人権	8
部落差別（同和問題）	10
外国人の人権	12
患者および感染症に関する人権	14
犯罪被害者等の人権	16
性的指向・ジェンダーアイデンティティ	18
インターネット上の人権侵害	20
ハラスメント	22
災害発生時の人権問題	24
ビジネスと人権	26
さまざまな人権課題	28
人権カレンダー	31
知っていますか、このマーク???	32
さまざまなリボン運動	33
人権意識を高め、すべての人の人権が尊重される	
社会をつくりましょう	34
人権相談窓口一覧	36

はじめに

～「人権」とはなんだろう？～

一般的に「人権」は「人間が人間らしく幸せに生きていくための権利」といわれています。

この考え方は、17世紀頃にヨーロッパから芽生えたといわれていますが、その当時は「白人の成人男性」といった特定の属性に対してのものだったそうです。

その後、第二次世界大戦の際には、優生思想による人種差別や人命を軽視した大量虐殺などの深刻な人権侵害が横行しました。

この反省から、1948年に国連で「世界人権宣言」が採択され、初めて人権の保障が国際的に掲げられたことで、今日では人権の尊重は平和の基礎であると考えられています。

また、日本では、戦後に制定された日本国憲法において、「基本的人権の尊重」が、「国民主権」、「平和主義」と並ぶ憲法の基本原理とされ、これまでに様々な取組が進められてきました。

しかしながら、国際化、情報化、少子高齢化が進み、それにより子どもや外国人など様々な人権分野における課題が複雑化したほか、性の多様性など社会における人権意識の高まりとともに新たに生起・顕在化した人権課題が存在しています。

とりわけ、近年においては、様々な人権課題に関連してインターネットを介した人権侵害が深刻化し、こうした状況がさらに進むことによって社会の分断を招き、ひいては基本的人権の根幹を揺るがすことも懸念されることです。

このような状況に対して、今一度、私たち一人ひとりが様々な個性を持ったかけがえのない存在であることなど、人権の基本理念への理解を深めるとともに、様々な人権課題に対しては、「誰か」のことではなく自分自身のこととして考え、人権を尊重した行動をとることが大切です。

この冊子では、様々な人権分野について解説をしています。

あらためて人権について学んでいただき、すべての人の人権が尊重される社会をつくりあげることにつながれば幸いです。

2026年(令和8年)3月

滋賀県総合企画部人権施策推進課



「私らしく」を、社会の当たり前に



「男性は仕事、女性は家庭」のような固定的な性別による役割分担が残っていることや、「女性は数学が苦手」といった無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が未だ多く存在し、性別間の格差に影響しています。このような考え方を見直していき、誰もが性別にとらわれずに多様な人生を選択できる社会を実現していくことが大切です。



やりたいこと、得意なことに性別は関係ないのだー。

男女共同参画を取り巻く状況

滋賀県では、働く女性は増加してきましたが、その就業形態は、非正規労働が多く、女性の雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は、全国1位の高さとなっています。また、起業家のうち女性が占める割合も全国平均に比べ低い状況です。

育児・家事に関しては、男性の育児休業取得率が年々向上するなど、男性の参画が進みつつありますが、共働きであるかないかに関わらず、家事・育児等の家庭内のケアワークは依然として女性が主な担い手となっており、令和6年に行われた内閣府の調査の結果によると、およそ7割の人が社会全体で「男性が優遇」されていると感じていることから、性別による固定的役割分担意識が依然強く残っていると考えられます。

また、重大な人権侵害であるドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアルハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為など、男女間のあらゆる暴力は決して許されるものではありません。誰もが人権を尊重される男女共同参画社会の実現に向け根絶しなければならない問題です。



性別で決めつけていませんか？

人には生まれつきの生物学的性別（セックス）があります。また、社会通念や慣習によりつくり上げられた「男性像」（「男性に期待される行動」）「女性像」（「女性に期待される行動」）があります。このように社会的につくられた性別を「ジェンダー」といいます。ジェンダーに基づく固定観念は、多様な個性をもつ人を、「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」と決めつけてしまい、個性や能力の発揮を妨げることもあります。

性別にかかわらず社会のあらゆる分野に対等に参画し、それぞれの個性や能力を發揮できる社会づくりが求められています。

安心・安全な暮らしの実現に向けて

配偶者や恋人など親密な関係にある・あった者から振られる暴力を「ドメスティック・バイオレンス（DV）」といい、身体的暴力のみならず、精神的に相手を追い込むことや、性的、経済的暴力なども含まれます。

これらの問題の解決をめざして、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」が2001年（平成13年）10月に施行され、被害者に対する公的な相談や支援体制の充実が図られています。

また、DVは、個人的な問題ととらえられがちであるため、発見や解決が遅れやすいうえに、パートナーから暴力を受けると、被害者の方が自分を責めてしまうケースが多く見受けられます。

またDV以外にも「性犯罪」、「売買春」、「ストーカー行為」などの暴力や「セクシャルハラスメント」は、人権を著しく侵害するもので、早急に対応する必要があります。これらは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを認識し、暴力を許さない安心・安全な暮らしの実現に努めていかなければなりません。

誰もが自分らしく幸せを感じられるために

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

出産する時期や子どもの人数、子どもを産む・産まないなどを決める権利を有すること「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」は、自らのライフプランを考える上で、重要な視点です。加えて、男女それぞれがお互いの性や健康に関する理解を深めるとともに、ライフステージや性差に応じて適切な健康づくりへの支援や医療が受けられる環境を整備することで、誰もが自分らしく幸せを感じられる社会の実現につながっていきます。



しがけん 滋賀県では

性別にかかわらずともに輝いて生きていくことができる社会の実現をめざして、2002年（平成14年）4月に「滋賀県男女共同参画推進条例」を施行しました。この条例では、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場などあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されるよう、県と県民、事業者のみなさんがそれぞれ主体的に取り組むことを定めています。また、「滋賀県配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画」（2025年（令和7年）3月改定）により、DV防止と被害者の適切な保護および自立支援にかかる総合的かつ積極的な施策の展開を図っています。



こ い け ん そ ん ち ょ う 子どもの意見、尊重しよう



すべての子どもは、自分に関わるすべてのことについて意見を表明する権利や、多様な社会的活動に参画する権利を持っています。この権利を守るために大人は、子どもにとってわかりやすく情報を伝えるとともに、子どもが意見を表明しやすい環境をつくるなどの取組を行っていく必要があります。そのうえで出てきた意見に対して適切に応答をしていくことが大切です。



こ じ ん け ん と ま じ ょ う き ょ う 子どもの人権を取り巻く状況

子どもは、今を生きる大切な存在であるとともに、次代の社会を担う存在であって、明日の滋賀の希望です。しかしながら、虐待やいじめ、不登校、非行、貧困、ヤングケアラーの問題など、子どもを取り巻く状況は深刻です。こうした状況を改善するためには、多様な主体が相互に連携・協力をし、社会全体で子どもの権利を守っていく必要があります。

子どもの権利を守り、誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちが自分らしく、健やかに、安心して育ち、子どもと子どもを取り巻く全ての人々が笑顔で幸せに暮らすことができる社会の実現を目指していくためには、子どもも大人も、子どもの権利について学び、考え、行動することが期待されています。

また、大人については、子どもに対して分かりやすく子どもの権利を伝えるとともに、子どもの立場に立って、子どもの意見に耳を傾け、適切に応答する責任があります。

そして、子ども自身には、自分がかげがえのない存在であることや、自分以外の子どもにも同じく権利があることを理解し、互いの権利を尊重することが求められます。



子どもの権利に関するQ & A

Q 子どもの権利条約ではどんな権利が定められている？

- A
- 生きる権利
 - 守られる権利
 - 育つ権利
 - 参加する権利



Q 自分の権利ばかり主張して、子どもがわがままにならないか？

A 子どもの主張をそのまますべて受け入れるのではなく、その思いを大切に受け止めた上で、子どもが他者の権利も尊重しながら自ら考え、行動できるよう、大人がコミュニケーションをとりながらサポートしていくことが必要です。

子どもを虐待から守る

子どもに対する虐待は、子どもの人権を著しく侵害するもので、「こころ」と「からだ」に大きな傷を残し、子どもの将来に悪影響を及ぼしたり、最悪の場合には命を奪ってしまいます。早い時期に発見・対応することが大切です。

子どもに対する虐待相談は、増加傾向にあります。

虐待には、4つのタイプがあります。

- ① 身体的虐待（なぐる、ける、やけどを負わせるなど）
- ② 性的虐待（性的行為の強要など）
- ③ 保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）
（家から出さない、食事を与えない、清潔にしないなど）
- ④ 心理的虐待（言葉によるおどし、無視、きょうだい間の差別的な扱い、子どもの前でのDV（ドメスティックバイオレンス）など）

虐待の問題の解決をめざして、「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）が2000年（平成12年）11月施行されました。法律では虐待を受けていると思われる子どもを見かけた場合には、だれもが最寄りの市町または子ども家庭相談センターへ「通告」しなければならないことが定められています。

しかし、私たち一人ひとりが地域の中で声をかけるなど、子どもや家庭の様子の変化に早く気づくことによって、子どもを虐待から守ることが何より大切です。

児童虐待相談対応件数



※県子ども家庭相談センターおよび19市町で支援・対応した件数。ただし、県と市町が連携して支援・対応したケースは調整を行っている。

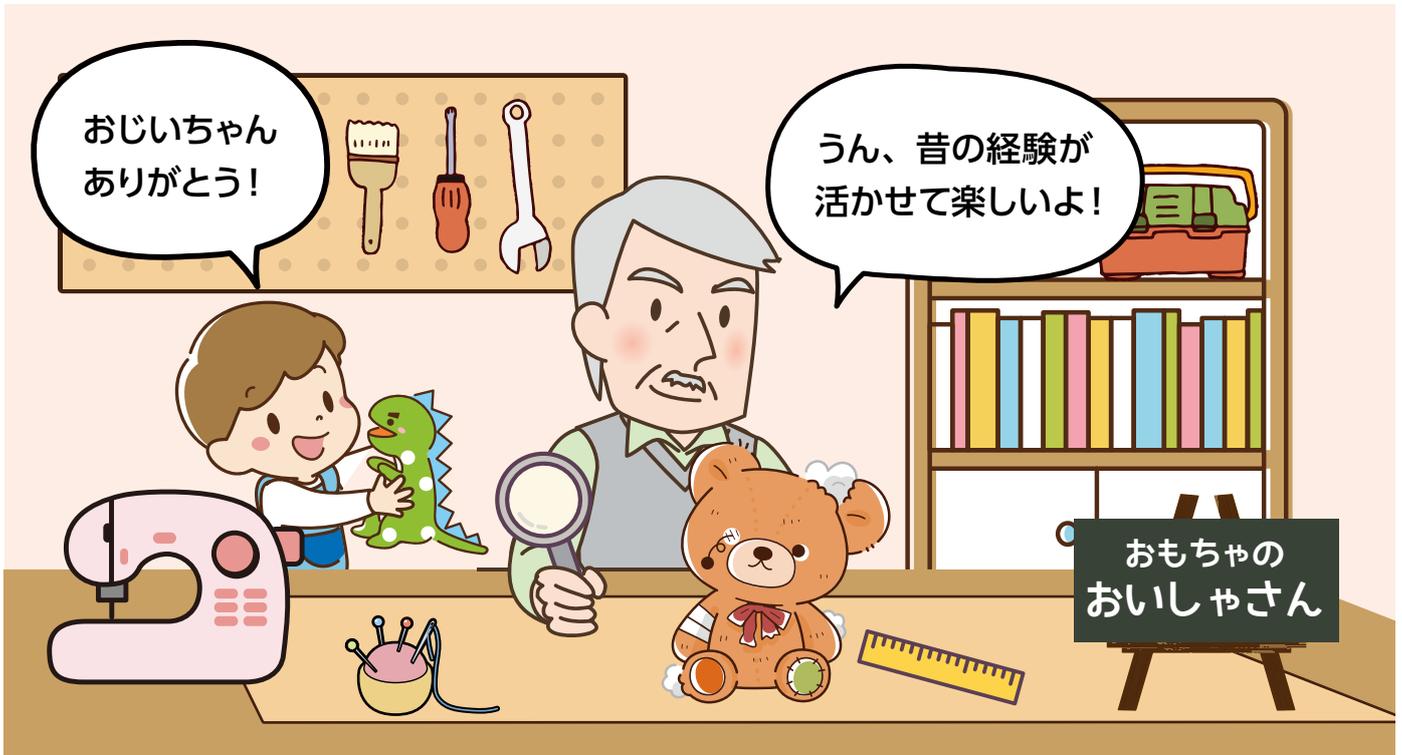


滋賀県では

子どもの権利が守られ、すべての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会をめざし、2025年（令和7年）4月に「滋賀県子ども基本条例」を施行しました。また、「滋賀県児童虐待防止計画」（2025年（令和7年）3月改定）により、児童虐待防止のための総合的な取組を行っています。



いきいきと活躍できる社会へ



高齢者がこれまでの経験で培ってきたさまざまな知識や技術を社会のために役立て、生きがいを持って地域などで活躍する姿は、若い世代にとっても心強いものです。

お互いの考え方や生き方を世代を超えて尊重し、理解し合うとともに、高齢者が生き生きと活躍できるようみんなで考え実践していくことが大切です。



年齢にかかわらず活躍できる共生社会をつくるのだー。

高齢者の人権を取り巻く状況

滋賀県の総人口における65歳以上の高齢者の割合は、2024年（令和6年）4月1日現在で27.3%であり、高齢者数がピークとなる2045年（令和27年）頃には、高齢者は今より約8万人多い45万人、高齢化率は35.5%になる見込みです。また、認知症の人は2025年（令和7年）には約7万5千人、2040年（令和22年）には10万8千人（65歳以上の高齢者の約4人に1人）になると見込まれており、高齢者の人権を守る取組が豊かな社会を作るための重要な課題となっています。

しかしながら高齢者をとりまく環境は厳しく、高齢者に対する暴力、暴言、世話・介護の拒否といった虐待、認知の低下につけこんだ詐欺など、多くの問題が発生しています。

これらを解決していくため、高齢者の社会参加や地域との関わり合いを進め、地域で支えるための仕組みを作っていくことが重要です。



介護と人権

高齢になり、身体的な機能の低下や病気、認知症などで介護が必要になると、生きがいを失ったり、孤独に陥ったり、社会から疎外されているように感じる人もいます。高齢者が人間としての尊厳を保っていくためには、周りの人の理解と配慮が必要です。

また、介護は長期に及ぶことが多いため、家族だけで介護を行うことが困難なこともあります。介護保険制度は、介護を受ける人が、この制度を利用することによって、自分の状態に応じたさまざまなサービスを選ぶことができ、介護をする人の負担軽減にも役立っています。

高齢者の権利を守るために

近年、身体的暴力、言葉の暴力や無視、日常的な世話や介護などの拒否、財産の不当な処分や年金を渡さないなどの高齢者に対する虐待が深刻化しています。このような虐待から高齢者を守るために、2006年（平成18年）4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行されました。また、高齢者は、判断能力の低下などにつけ込まれて、詐欺や悪質商法などの被害にあうことがあります。被害にあうおそれのある人の財産、権利を守るためには、周囲の人の支援や成年後見制度*などの活用が必要です。

高齢者の社会参加と世代交流

高齢になっても人生の目標に向かってますます生き生きと活躍している人たちがたくさんいます。また、学校や地域で学習支援などのボランティアに参加する人も増えてきました。

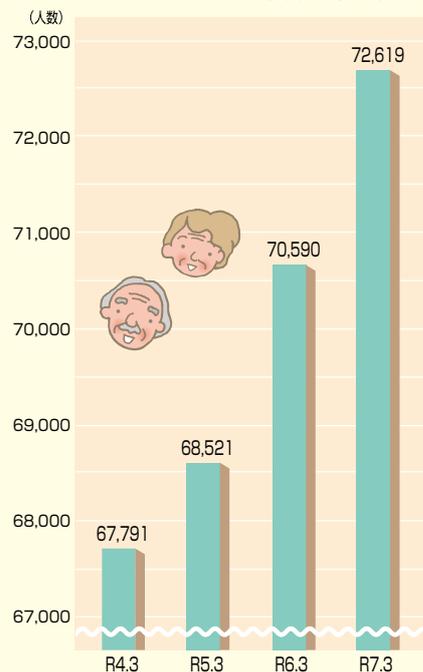
内閣府が2017年度（平成27年度）に実施した「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」では、社会活動に「全く参加したことがない」と回答した人は47.6%でしたが、2020年度（令和2年度）の調査では35.0%に減少しています。今後も、高齢者の経験や知識が生かされ、より多くの高齢者が参加しやすい地域づくりが求められています。



滋賀県では

利用者の意思を尊重した介護サービスの提供および基盤整備の充実を図るとともに、健康や生きがいづくりをはじめとする高齢者を取りまくさまざまな課題への取組を進めるため、「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」（2024年（令和6年）3月改定）により、だれもが高齢になっても安心して暮らせる地域づくりをめざしています。

■ 県内要介護・要支援認定者数の推移
(滋賀県医療福祉推進課)

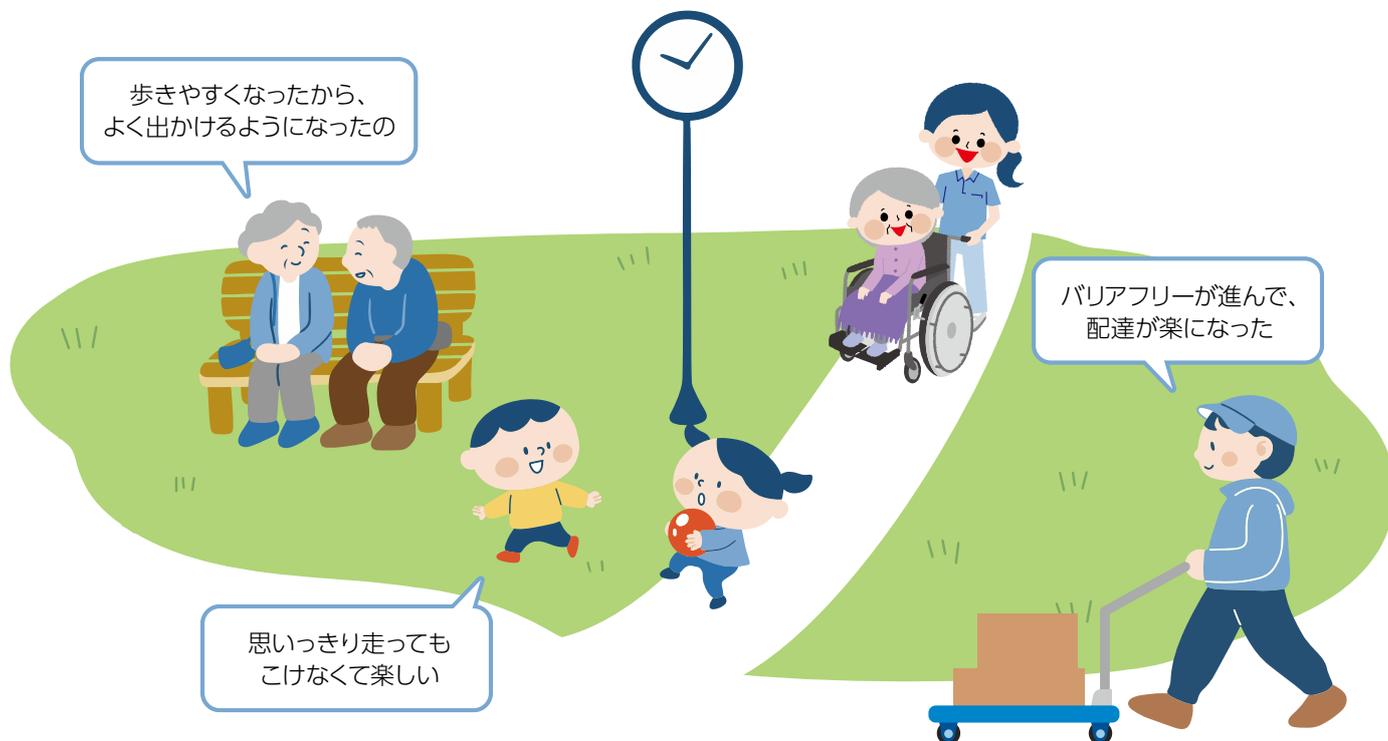


※成年後見制度とは

判断能力の不十分な人が安心して生活することができるよう、本人の判断能力の程度と生活上の必要に応じて、本人に代わって、後見人と呼ばれる人が、法律行為を行うなどして、本人を保護するとともに、日常生活に必要な支援を行う制度です。



共生社会は、誰もが主役に



障害のある人への配慮は、結果として社会全体にとってもメリットがあります。例えば、車椅子の方のために設置されたスロープは、ベビーカーを押す人、荷物を運ぶ人、足腰が弱まった高齢者などにとっても有益なものとなります。

また、こうした配慮を積み重ねることで、人それぞれの異なる事情による多種多様な暮らしを社会として受け入れる風土が作られ、そして、「障害の社会モデル※」などの考え方の理解が深まることで誰もが排除されることなく、自分らしく生きられる共生社会の実現につながっていきます。

障害者の人権を取り巻く状況

滋賀県の2023年度末(令和5年度末)における障害のある人の数(手帳所持者)は、身体障害者52,829人、知的障害者16,762人、精神障害者14,395人と、いずれも増加傾向にあります。障害のある人と共生する社会づくりを進めていくことが益々重要となっています。

このような状況のなか、県内の民間企業における障害者雇用率は全国平均を上回るなど(令和6年時点)障害者との共生が進みつつありますが、その一方で、依然として課題が残されています。物理的な障害がまだまだ多く存在することや、障害を理由とした入店拒否といった差別的な対応がいまだに起こっています。また、障害者に対する虐待についての相談も多く相談機関に寄せられており、それぞれの人が望む暮らしを実現するためには、多くの課題があります。

引き続き、障害に対する理解を深め、障害の有無に関わらず誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指すことが求められます。



※障害の社会モデルとは

障害のある人が日常生活や社会生活において受ける制限は、心身の機能障害のみによって生じるものではなく、社会の中にあるバリア(社会的障壁)によって生じるものであるという考え方です。



バリア（社会的障壁）を取り除こう



障害のある人にとっては、歩道に段差があったり、駅にエレベーターが設置されていないなどの「物理的なバリア」、手話通訳や点字、字幕放送などが十分でないなどの「文化・情報面でのバリア」、資格や就業に関わる「制度的なバリア」があります。また、障害のある人を特別視することや、障害のある人は不便な状況にあって当たり前というような考え方は、課題解決にあたっての大きな壁であり、「心のバリア（意識上のバリア）」ともいえます。今後、さらに、心のバリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりを推進していくことが必要です。

障害について正しく理解し、ともに生きる社会をめざして

2016年（平成28年）4月には、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

この法律では、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするようなことは、不当な差別的取扱いとして禁止されています。さらに、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（合理的配慮）を行うことが求められています。なお、2024年（令和6年）4月に改正法が施行され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。

障害のある人の自立と社会参加をめざして

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、バリアフリーを推進するとともに、介助サービスの一層の拡充を図ることが求められています。経済的な自立という観点からは、雇用の場の確保を促進することが必要です。社会的な支援とともに、周囲の人が障害のある人の自立や社会参加に向けて理解を深め、ともに生きる社会づくりをめざして、2005年（平成17年）11月に「障害者自立支援法」が制定されました。

また、2013年（平成25年）6月には、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が一部改正され、雇用の分野における「障害者に対する差別の禁止」および「合理的配慮の提供義務」が定められました。

コラム 「旧優生保護法をめぐる状況」

1948年（昭和23年）に制定された旧優生保護法は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的として、優生手術（不妊手術）などについて規定されていました。

その後の法改正により、この規定は削除されましたが、それまでに約2万5千件の優生手術が行われ、多くの人が特定の障害等を有することなどを理由に心身に多大な苦痛を与えられてきました。

こうした中、2024年（令和6年）7月に最高裁判所において、旧優生保護法の優生手術に関する規定が憲法違反と判断されたことにより、国は旧優生保護法が憲法違反で、著しく人権を侵害した法律だったことを認め、被害者への謝罪を行うとともに、補償や偏見差別の根絶に向けた施策の推進等を行っています。



滋賀県では

だれもが自らの意思で自由に行動でき、安全で快適に生きがいを持って暮らすことができる社会づくりをめざし、2004年（平成16年）8月に「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」を改正施行しました。

また、「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」（2023年（令和5年）10月改定）により、多様な人々の違いを認め合い、一人ひとりが尊重され、その人らしく活躍できるとともに、互いに支え合い、だれ一人取り残さない社会を実現する取組を進めています。また、2019年（平成31年）3月には、障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指して、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を制定しています。



住んでいる場所って大事なこと？



インターネット上などでは、出身地や住んでいる場所に対する根拠の無い差別的な情報が存在しています。こういったものに影響されて、将来の友人やパートナーと出会う機会を失ってしまうことや自らがやりたいことができなくなることは良いことでしょうか。

私たちは、誰であろうと親や生まれる場所を選ぶことはできません。本人に責任のないことで差別をされることはおかしいと思いませんか。



正しく学んで行動することが大切なのだー。

部落差別（同和問題）を取り巻く状況

1969年（昭和44年）に「同和对策事業特別措置法」が施行されて以来33年間、県では、同和問題の抜本的解決を図るため、特別対策を総合的かつ計画的に推進してきました。その結果、生活環境の改善を中心に相当の成果を収め、様々な面で存在していた較差も大きく改善されました。このため、平成14年度（2002年度）以降は、なお残された課題については、一般対策により取り組むこととしました。

しかしながら、今日においても差別的な発言や落書きがされるなどの事案が存在しているほか、近年ではインターネット上で特定の地域を同和地区であることを明示するなど、差別の助長・拡散につながるような事案なども発生しています。

こうした状況を背景として、2016年（平成28年）12月には、部落差別のない社会を実現することを目的として「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されました。



差別を残しているのは、一人ひとりの意識です

1975年(昭和50年)の部落地名総鑑事件*から40年以上たちますが、購入を考えている土地が同和地区であるかどうかを問い合わせるような行為は依然としてなくなっていません。

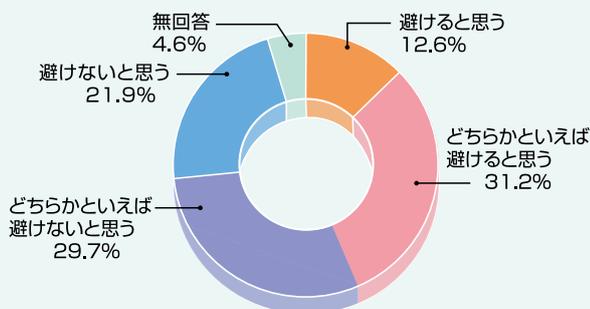
「同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる」というのは、差別を受けている人たちに我慢を強いるもので、結果的に差別を温存させる誤った考え方です。

また、あいまいな情報やうわさ話によって差別意識が広がってしまうことがあります。

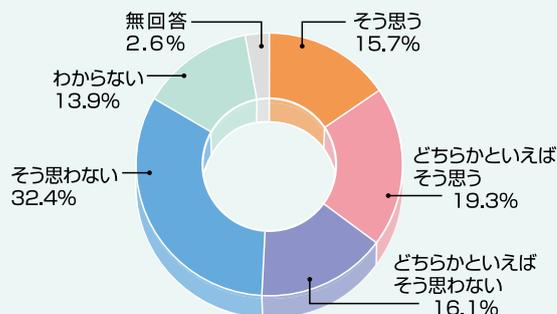
※部落地名総鑑事件

1975年(昭和50年)11月に全国の部落の地名・所在地・戸数・主な職業などが記載された差別図書が存在が明らかになりました。この購入者の大半は企業であり、購入動機は採用にあたって同和地区出身者を調べるためでした。この事件の反省を契機に企業での同和問題や人権問題の啓発・研修が広く行なわれるようになりました。

住宅を選ぶ際に近隣に同和地区がある
令和3年度 人権に関する県民意識調査(滋賀県人権施策推進課)



同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる
令和3年度 人権に関する県民意識調査(滋賀県人権施策推進課)



同和問題を正しく学び、偏見をなくしましょう

子どもの時にマイナスのイメージで入ってきた意識は、大人になってもなかなか払拭できないことが多くあります。家庭や学校で、子どもたちが同和問題を正しく学ぶことが、部落差別を温存する社会意識を変える大きな力となります。

部落の歴史についての研究が進み、小学校や中学校での教科書の記述も変わってきました。低い身分におかれ差別を受けてきたという部落の歴史から、人間らしい生き方を求めて差別をなくすために闘ってきた歴史や、医療・芸能・工芸などで優れた文化を残し、社会の発展に貢献してきた歴史の学習へと変わってきています。

子どもも大人も、同和問題について正しく学び、偏見をなくす行動へつなげていくことが大切です。

部落差別解消推進法

2016年(平成28年)12月、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。この法律は、今なお部落差別が存在し、部落差別は許されないものであるという認識のもと、部落差別のない社会を実現することを目的としています。



滋賀県では

同和問題の解決に向けて、特別措置法や長期計画などに基づいて各種の施策を総合的・計画的に進めてきました。その結果、住宅や道路などの生活環境は大きく改善されましたが、結婚などの場面における差別意識は、今なお残っています。

県では、1997年(平成9年)に「今後の同和行政に関する基本方針」を策定し、また、滋賀県人権施策推進計画(2024年(令和6年7月)改定)では、部落差別(同和問題)を重要な課題の一つとして位置付け、残された課題の解決に向けて積極的に取り組んでいます。



ちがいを認め、共に生きる



異なる国の異なる文化を知ること、^{へんけん}偏見や差別が減少し、その結果、^{たが}互いに支え合い、多様な背景を持つ人々が安心して生活できる社会環境が整うことにつながります。

多文化共生は誰もが暮らしやすい社会の^{きばん}基盤となるものです。多文化共生を実現するため、私たちは、文化等のちがいを学び、尊重することが重要であるとの認識を持つことが必要です。



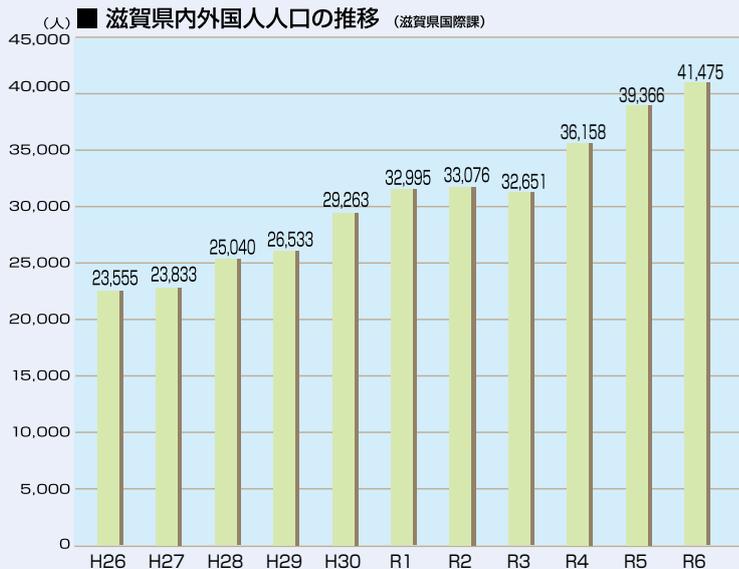
お互いを知ることでもっと仲良くなれるのだー。

がいこくじん じんけん と ま じょうきょう 外国人の人権を取り巻く状況

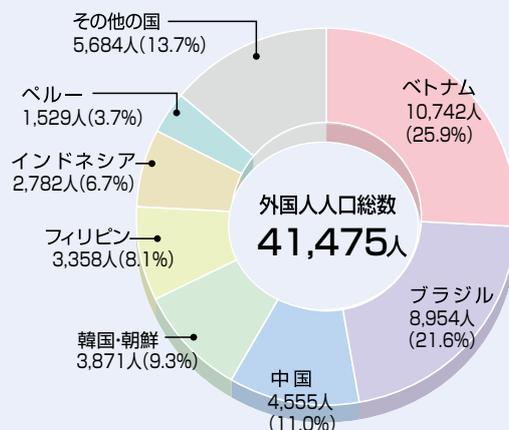
滋賀県には、2024年（令和6年）12月末現在、世界の97か国・地域、約41,000人の外国人の方が住んでおり、これは県民全体の約3%にあたります。そして、その内訳はベトナム25.9%、ブラジル21.6%、中国11.0%などとなっており、その多くは、就労のために日本に来て私たちの生活を支えています。

2019年（平成31年）4月には「出入国管理及び難民認定法」が改正され、在留資格「特定技能」による外国人材の受入れが開始されたことから、県内でも近年ではベトナムやインドネシア、ミャンマー国籍の人が増加するなど、多国籍化の傾向が見られており、今後、更なる多国籍化の進展や言語や文化、習慣などが異なる様々な外国人住民の滞在の長期化・定住化が進むものと考えられます。

このような状況のなか、滋賀県で働き、暮らし、学ぶすべての人が、国籍などのちがいにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる地域社会を築いていくことが大切です。



滋賀県内外国人人口の国籍別人数 (2024年12月末・滋賀県国際課)



多文化共生社会づくりに向けて

外国人住民には、言葉が通じなくて、病気になったときにうまく状態を伝えられない、子どもの学校からの連絡がきちんと保護者に理解されないなどの「言葉の壁」、習慣や宗教が違うことから近隣の住民とのトラブルになる「文化の壁」、外国人というだけで賃貸住宅への入居を拒否されたりする「心の壁」、就職や教育などにかかわる「制度の壁」などの課題があります。

このような課題の解決には、生活にかかわる情報が等しく提供されること、福祉・保健・医療分野などの制度の充実、企業の理解・協力などが重要です。さらに、外国人住民の暮らしを支える市民グループの取組も大きな役割を担っています。

やさしい日本語

「やさしい日本語」は阪神・淡路大震災をきっかけに考えられました。特に緊急時は、日本語の理解が難しい外国人にも、早く、正しく情報を伝える必要があるからです。実際に、2024年1月に発生した能登半島地震の際には、テレビ画面に「つなみ にげて」といった「やさしい日本語」の案内が表示されました。

お互いに理解を深める

少子高齢化が進み、人口が減少している一方で、外国人住民は年々増加しています。日本人も外国人住民も同じ地域社会で共に生き、共に支え合うという意識を持つことが、より重要となっていきます。

外国人住民が日本社会やその習慣への理解を深める機会が十分に提供されることや地域活動への理解や参加をしていくこととともに、日本人も国際交流や外国語や文化の学習機会等を通じて、多文化共生の意識づくりをしていくなど、互いに理解を深めていく必要があります。



滋賀県では

外国人住民を含むすべての県民が国籍や文化のちがいなどにかかわらず互いに認め合い、人権を尊重し合いながら、地域社会の一員として生活することができる社会をめざしています。

「滋賀県多文化共生推進プラン」(2025年(令和7年)3月改定)により、行政はもとより、国際交流協会、市民活動団体など、さまざまな担い手と連携・協働を図りながら、外国人住民とともに暮らす地域づくりに向けて取組を進めています。



びょうき ただ りかい 病気を正しく理解をしよう



かんじゃ
患者の人権を尊重するためには、病気について正しく理解をすることが不可欠です。

誤った知識はその病気にかかった人やその家族、さらには治療に携わる医療関係者に対する偏見や差別を助長することにつながります。また、誤った知識は、病気の予防や早期の発見・治療の妨げとなることもあります。

このため、公的な機関、専門家が提供する情報から、まずは病気について正しく理解することが重要です。



正しく理解し、冷静
に対応することが
大事なのだー。

かんじゃ かんせんしょう かん じんけん と ま じょうきょう 患者および感染症に関する人権を取り巻く状況

難病患者、エイズ患者・HIV感染者、肝炎患者、ハンセン病患者等に対して、不十分な知識や誤解から、今なお偏見や差別が存在します。特に、ハンセン病療養所入所者等については、長期間にわたる療養生活や、高齢であること、後遺症を有していることなどから、社会復帰が困難な状況となっています。

また最近では、新型コロナウイルス感染症の拡大に際して、様々な人に対する偏見や差別などの被害の発生や、感染症に関する誤った噂やデマに基づく風評被害の発生などがあり、大きな社会問題となりました。

こうしたことから、さまざまな病気に対する正しい知識を得ることが大変重要となっています。

このほか、少子・高齢化の一層の進行、がんや認知症患者の増加などの疾病構造の変化、医療技術・情報化の進展などにより、健康や病気に関する県民のニーズは多様化・高度化しており、患者の人権を尊重した質の高い医療の実現や、患者と医療関係者の望ましい関係の構築が求められています。



ハンセン病と隔離政策

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌の病原性は弱く、仮に感染しても発病する可能性は極めて低い上、現在では有効な治療薬が存在し、早期の治療により障害を残すことなく治る病気です。しかし、日本では1907年（明治40年）から、患者に対して療養所への隔離政策がとられ、1996年（平成8年）に廃止されるまで約90年間続きました。

この隔離政策は、人々にハンセン病に対する誤った考えをうえつけ、患者や家族に対する差別や偏見を生み出すことになりました。そのため、療養所への入所者は家族との関係を絶つことを余儀なくされました。隔離政策による人権侵害に対して元患者らが国を相手取って起こした訴訟では、2001年（平成13年）5月に熊本地裁が国の隔離政策の違法性を認め、国家賠償を命じる判決を出し、その結果、国も責任を認めました。

2008年（平成20年）6月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立し、ハンセン病元患者の福祉の増進や名誉の回復など、ハンセン病問題の解決に向けた取組が進められていますが、療養所の入所者は高齢で身寄りがないことや、今なお残る社会の偏見により、病気が完治しても社会復帰が難しい状況にあります。また、2019年（令和元年）11月には、元患者家族等の名誉の回復および福祉の増進を図るため、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が制定されました。

2003年（平成15年）には元患者の宿泊を拒否する事件も起きています。私たち一人ひとりが、元患者が社会復帰しやすいように、病気に対して正しく理解し、偏見や差別をなくすようにつとめることが求められています。

エイズ／HIVについての正しい理解を

エイズは、HIVというウィルスによって引き起こされる病気で、わが国ではエイズ患者・HIV感染者が近年増加に転じています。しかし、感染力は弱く、主な感染経路は、性的感染、血液感染、母子感染であり、予防が可能です。また、検査を受けて早期発見・早期治療することにより発症を遅らせ、他の慢性疾患と同じようにコントロールが可能となっています。エイズという病気について正しく理解し、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別を取り除いていくことが求められています。

新たな感染症に関連したさまざまな人権侵害

2020年（令和2年）より感染が拡大した新型コロナウイルス感染症に関しては、患者やその家族だけでなく、治療にあたる医療従事者等にも偏見や差別による被害が発生しました。こうした人権侵害を防止するためには、病気に関する正しい知識の普及・啓発を図ることが必要です。

さまざまな病気の人への理解を深めましょう

医療技術が進歩しても、原因や治療法がわかっていない「難病」といわれる病気もあり、その患者や家族は大変な努力を続けながら病気とたたかい、社会生活を送っています。しかし、病気に対する無理解や患者への偏見により、集団に入ることを拒否されたり心ない言葉を投げかけられたり、働くことが困難になったりすることがあります。病気について正しく理解し、偏見や差別のない関係を築いていくことが求められます。

また、最近では、医療の内容が高度化・専門化してきています。医師と患者が対等の立場で治療を進めるためにも、病気や治療について、医師などから納得のいく十分な説明を受けること（インフォームド・コンセント）が、ますます重要になっています。

さまざまな病気や患者への理解を深めるための啓発を進めています。だれもが安心して医療を受けられ、患者自らが主体的に医療に関われるよう、また、医療機関における患者へのサービスや医療の質の向上をめざし「医療安全相談室」を設置しています。また、HIVについては、専用の電話相談窓口を設けています。



しがけん
滋賀県では



みんなで支えよう



犯罪被害者やその家族または遺族は、ある日突然、犯罪などの理不尽な行為により身体を傷つけられたり、家族の命を奪われるなどの直接的な被害を受けるだけではなく、被害後に生じるさまざまな二次的被害にも苦しめられています。

犯罪被害者とその家族が、一日も早く平穏な生活を取り戻すことができるよう、地域や社会全体で支えていくことが大切です。



社会全体での理解や支援が大切なのだー。

犯罪被害者等の人権を取り巻く状況

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害だけではなく、事件による精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職などによる経済的困窮、捜査・裁判による精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やメディアの過剰な取材によるストレスなど、被害後に生じる二次的被害にも苦しめられています。二次的被害などによる犯罪被害者等が抱える課題は深刻かつ多様で、多くの分野にわたる支援を犯罪被害者等の視点に立って途切れることなく実施することが必要です。

また、近年では社会の様々な場面で、被害者の性別を問わず、性犯罪・性暴力被害の発生・増加が大きな問題となっています。性犯罪・性暴力は被害者の心身に回復困難な被害を生じさせるものであることから、その未然防止を図るとともに、被害者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を行うことが特に重要となっています。

これら支援のためには、地域全体で見守り、支えていくことが大切です。



犯罪被害者等支援のための取組経過

1980年(昭和55年)の「犯罪被害者等給付金支給法」の制定により、犯罪被害者給付制度が創設されたことが、犯罪被害者支援のための施策のはじまりといわれています。

その後、警察庁における被害者対策要綱(1996年(平成8年))の策定や検察庁における被害者等通知制度(1999年(平成11年))が導入され、2004年(平成16年)12月には「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者等施策の推進の基本的な方向が定められました。その後、5次にわたり「犯罪被害者等基本計画」(改定:2026年(令和8年)3月)が策定されています。

犯罪被害者等の抱えるさまざまな問題(「二次的被害」)

- ・ 事件による精神的ショックや身体の不調
- ・ 医療費の負担や失職、転居などによる経済的困窮
- ・ 捜査や裁判による精神的、時間的負担
- ・ 周囲の人々の無責任なうわさ話や過剰な取材、報道によるストレス など

犯罪被害者等基本法の基本理念

- ・ 犯罪被害者等は、個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
- ・ 被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる。
- ・ 再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行う。

犯罪被害者等を支えるために

犯罪被害者等が犯罪の被害から立ち直り、地域での平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、警察や行政機関、民間支援団体などの関係機関が連携して、各種の制度を有効に活用するのはもちろんのこと、私たち一人ひとりも犯罪被害者等の状況を理解し、地域全体で見守り、支えていくことが重要です。

警察では

犯罪被害給付制度、被害者連絡制度、再被害防止・保護対策、犯罪被害者等カウンセリング制度、捜査段階での負担軽減対策、診断書料等の公費負担など

県・市・町では

相談窓口の設置、カウンセリングの実施、各種福祉制度による生活支援、犯罪被害者等支援に関する広報・啓発 など

司法では

刑事手続への犯罪被害者参加制度、国選弁護人制度、日本司法支援センター(法テラス)による相談・情報提供 など

民間支援団体では

電話相談・面接相談の実施、関係機関等への付き添い・書類作成等の直接的支援 など



滋賀県では

SATOCO について

『SATOCO(性暴力被害者総合ケア ワンストップ びわ湖)』は、性暴力の被害にあわれた方をワンストップで支援するシステムです。24時間365日つながり、性別にかかわらず、相談を受け付けています。
TEL : 090-2599-3105

犯罪被害者等基本法の制定および犯罪被害者等基本計画の策定を受け、2007年(平成19年)に「滋賀県犯罪被害者支援施策の取組指針」を策定し、関係部局が連携して支援施策を推進してきました。

2018年(平成30年)4月に「滋賀県犯罪被害者等支援条例」を施行し、同年10月には「滋賀県犯罪被害者等支援推進計画」(改定:令和4年3月)を策定しました。また、2024年(令和6年)8月には県内全ての市町と(公社)おうみ犯罪被害者支援センターとで犯罪被害者等支援のための連携協定が結ばれました。犯罪被害者等が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、県民総ぐるみにより犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援に取り組み、犯罪被害者等を社会全体で支えることで、安心して暮らすことができる滋賀の実現を目指しています。

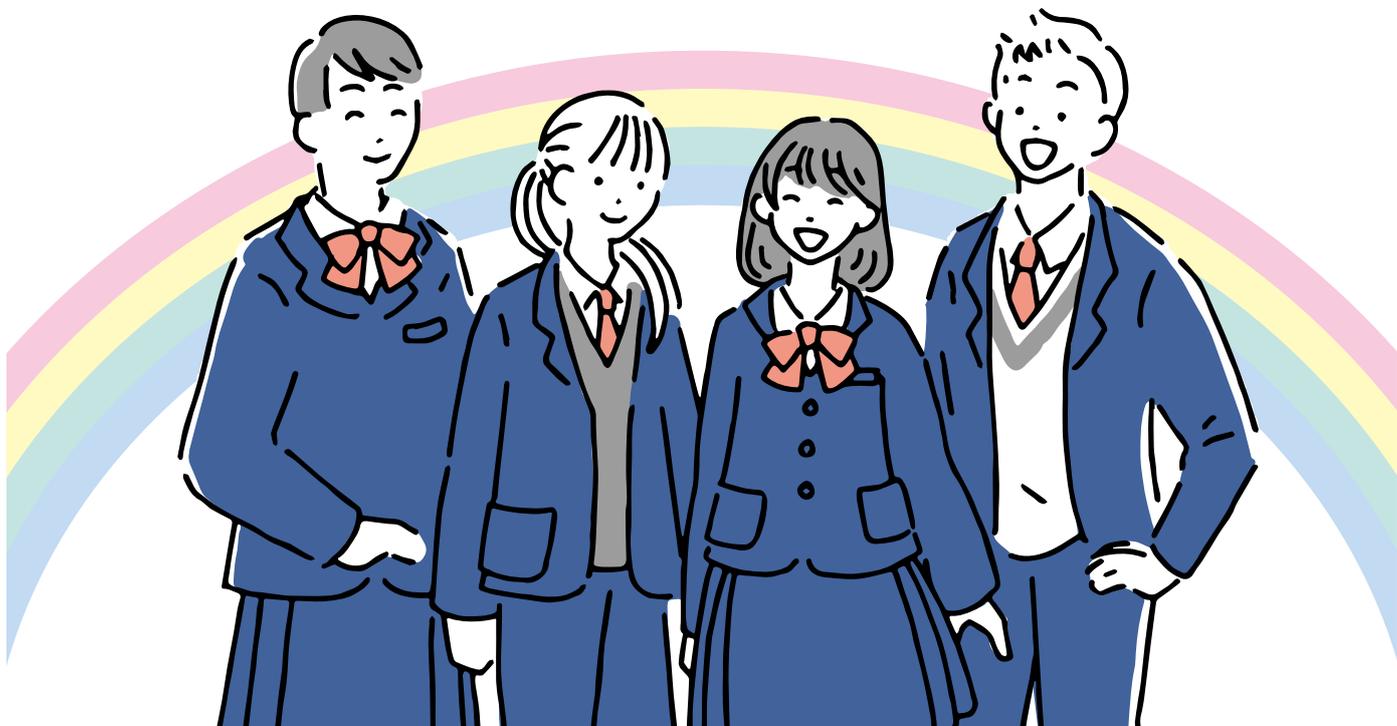


せい て き し こ う

性的指向・ジェンダーアイデンティティ

【基礎編】

性の多様性が認められる社会へ



生まれてきたときの性別である「からだの性」と自分が認識している「こころの性」が、一致しない人がいます。また、「男だから女が好き」、「女だから男が好き」とは限りません。性のあり方は人によりさまざまです。一方的な見方で相手を判断してしまわず、多様性を受け入れることで誰もが自分の性のあり方が尊重され、自分らしく生きられる社会に、みんなでしていきましょう。



性も人それぞれ色々あって良いのだー。

※ ジェンダーアイデンティティとは

自身の性別についてのある程度の一貫性を持った認識を指すものと解されています。

LGBTなどを取り巻く状況

生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）とが一致しない人、性的指向が同性に向かう人や同性・異性の両方に向かう人などは、周囲の無理解や偏見、差別等にさらされ、苦しさや生きづらさを抱えていることがあります。

令和3年度県民意識調査では、「LGBTなどに関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思うか」をたずねたところ、「様々な性のあり方に関する理解や認識が十分でないこと」と答えた人の割合が最も高いという結果となっています。

また、2023年（令和5年）6月には、性的指向・ジェンダーアイデンティティ※の多様性に寛容な社会の実現に資すること等を目的として、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定、施行され、性の多様性への理解を増進するための取組を進めていくこととされました。

こうした状況を踏まえ、誰もが自身の性のあり方を尊重され、自分らしく生きることができるよう、性の多様性に関する理解を社会全体で深めていく必要があります。



多様な性

- からだの性：生物学的な性
- こころの性：性自認
(ジェンダーアイデンティティ)
- 好きになる性：性的指向
- 見た目の性：性表現

私たち人間は、だれ一人として同じ人はいません。顔や性格、体つきなどがみんな違うように、「性のあり方」も人それぞれ違います。そして、だれもが、自分の「性のあり方」を尊重される権利を持っています。

LGBTって何？

- L：レズビアン…女性で女性が好きな人
- G：ゲイ…男性で男性が好きな人
- B：バイセクシュアル…同性も異性も好きになる人
- T：トランスジェンダー…からだどころの性に違和感がある人、からだの性別と異なる性別で生きる人、生きたい人

※LGBT以外にも、男女のどちらにも恋愛感情を持たない人(A:アセクシュアル)、性自認が男女のどちらにも当てはまらない人(X:Xジェンダー)、自分の性を決められない・分からない人(Q:クエスチョニング)など、様々な人がいます。

多様な性について考える

最近では、「LGBT」という言葉がよく使われるようになってきました。調査方法などによっても異なりますが、LGBTなどに該当する人たちは国立機関の調査^{*1}では3.5%、民間企業の調査^{*2}では9.7%と発表されています。今まで気づいていなかったり、知らなかっただけかもしれません。

性のあり方に対する世間の理解はまだ十分ではないため、周囲の偏見や誤解をおそれて本当の自分を打ち明けられず、学校で、職場で、社会でさまざまな生きづらさを抱え、苦しんでいる人がいることを理解することが必要です。

※1 家族と性と多様性にかんする全国アンケート（国立社会保障・人口問題研究所、2023）、※2 電通LGBTQ+調査2023

多様性が認められる社会

人に個性があるように「性のあり方」もさまざまであることを理解し、笑いのネタにしている人や、侮辱したり、傷つくような言葉を使っている人がいたら、「それはよくない」と伝えていきましょう。たとえ傷ついていても、本人が声をあげるのには難しいものです。だれもが自分らしい生き方を尊重され、安心して過ごすことができるような多様な寛容な社会の実現が求められています。

また、カミングアウト（性的指向やジェンダーアイデンティティなどについて告白したり、公にすること）されることがあれば、それはあなたを信頼してのことです。しっかりと本人の気持ちを聴くとともに、アウトティング（本人の了解を得ずに性的指向やジェンダーアイデンティティを他人に暴露する行為）は絶対に行わないようにしましょう。

どうしてもほしいかは人によって違います。「困ったことがあれば支える」という姿勢が大切です。



滋賀県では

2024年（令和6年）7月に改定した「滋賀県人権施策推進計画」に基づき、LGBTなど性の多様性に対する社会の理解の増進を図るための啓発を進めるとともに、生活上の困り事・生きづらさの解消や性の多様性の理解増進を図るため、2024年（令和6年）9月より「パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

また、自身の性のあり方についての悩みを抱える児童・生徒に対しては、学校においてきめ細やかな対応が必要なため、児童・生徒の心情等に配慮した相談・支援等の取組を進めています。



【基礎編】

インターネット上の人権侵害

じんけんしんがい

その情報、本当のこと？

SNSで、被災地で
外国人の窃盗団が
多数発生しているって
拡散されてる



本当かどうか
分からないのに、
拡散したらダメだよ

今や生活に欠かせないインターネット。その便利さとは裏腹にインターネット上での人権侵害しんがいが大きな問題となっています。

誰かだれを意図的に傷つける名誉棄損めいよきそんや誹謗中傷ひぼうちゆうしようのほかに、誰かだれを傷つける意図が無くとも悪質な投稿とうこうをリポストやシェア等することで結果的に誤情報、偽情報あるいは個人情報の拡散に加担するといった問題も出てきています。

私たちは、インターネットを利用するにあたってのルールやマナーを学び、また、相手の人権を尊重して利用する必要があります。



インターネット上には
間違った情報が
たくさんあるのだー。

インターネット上の人権侵害を取り巻く状況

高度情報化の進展の中で、スマートフォンやSNSの普及等により、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上する一方、情報発信の匿名性を悪用した他人への誹謗中傷ひぼうちゆうしよう、名誉やプライバシーの侵害しんがい、個人や集団にとって有害な情報の掲載など、インターネット上の人権侵害が深刻化しています。これらを背景とした法的対応等もされていますが、インターネット利用に起因したトラブルや犯罪に意図せず巻き込まれる危険性はいまだにあります。

また、SNS等を利用した誹謗中傷ひぼうちゆうしようや違法ダウンロード、児童買春、児童ポルノなど、子どもが巻き込まれる事案が多く発生しています。

誰もがインターネット上の人権侵害の加害者にも被害者にもならないようにするため、インターネット利用に関するルールやマナー、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解、情報リテラシーの向上について誰もが強く意識していく必要があります。



インターネットをめぐる人権侵害や犯罪の状況

法務省の人権擁護機関が令和6年に新規に救済手続きを開始したインターネットをめぐる人権侵害事件数は1,707件で、前年からは減少しているものの依然高水準で推移しています。このうち、プライバシー侵害事案が635件、識別情報の摘示事案が475件、名誉棄損事案が329件となっており、これらの事案で全体の84.3%を占めています。

インターネット上で何が起こっているのか

名誉毀損や誹謗中傷

だれでも自由に書込みができるインターネットの掲示板や SNS など、差別的な内容の書込みが数多くみられます。インターネット上では、誤った情報が瞬時に不特定多数の人に広まるため、差別を助長・拡散させることになります。なお、2021年（令和3年）にはいわゆる「プロバイダ責任制限法」が改正され、誹謗中傷等の加害者情報の特定を容易にするための新たな裁判手続きが設けられました。また、加害者への罰則強化として2022年（令和4年）に刑法が改正され侮辱罪の厳罰化が行われました。さらに、2024年（令和6年）にはプロバイダ責任制限法が再度改正され、情報流通プラットフォーム対処法として2025年（令和7年）4月に改正施行され、大規模プラットフォーム事業者に対して、権利侵害情報への対応の迅速化や運用状況の透明化が義務付けられるようになりました。

プライバシーの暴露、流布

いたずらや嫌がらせなどの目的で、他人の氏名、住所、電話番号などの個人情報をインターネットの掲示板や SNS などに書き込む人がいます。個人情報を勝手に公表することはプライバシーの侵害にあたり、人権を侵害するものです。

違法・有害情報の氾濫

インターネット上では、性や暴力に関する有害情報が氾濫しています。これらの有害サイトに接続して、見知らぬ人物と出会い、犯罪に巻き込まれたりする事件も発生しています。

より高い人権意識を

インターネット上は、決してその利用者だけに閉じられたものではなく、私たちの日常生活、現実社会に影響を及ぼします。「自分の名前や顔をだれにも知られることなく発信することができる」といった思込みから、他人の人権を傷つける内容の書込みをすることは、卑劣な行為です。また投稿者は特定することができます。匿名性の高いインターネット上だからこそ、私たち一人ひとりの人権意識が問われます。インターネットを楽しく安全に利用するためには、日常生活と同様、ルールやマナーを守ることが大切です。



滋賀県では

インターネット上の掲示板や SNS などへの差別書込みは、近年、大きな社会問題となっています。誹謗中傷や差別書込みの防止に向け、啓発を行うとともに、学校においても、メディア・リテラシーや情報モラルも含め、正しい利用についての学習を進めています。



ハラスメント

【基礎編】

当事者意識を持って理解しよう



ハラスメントが起こる要因はいくつかありますが、個人間の意識の差、無意識の偏見^{へんけん}といったものが挙げられ、行為者本人がハラスメントだと気づいていないことが多くあります。

このようなことから、例えば職場であれば、自分たちの職場内で起こりうる身近な事例について職員同士で話し合う機会を設けることで、意識の差、無意識の偏見^{へんけん}の解消を図ることができます。

ハラスメントは誰もが加害者になりうるものです。私たち一人ひとりが当事者意識を持って理解を進めていくことが大切です。



一人ひとりがハラスメントについてよく考えてみるのだー。

ハラスメントを取り巻く状況

ハラスメントとは「いじめ」や「嫌がらせ」を意味する言葉で、セクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ（セクハラ））やパワーハラスメント（地位等を利用した嫌がらせ（パワハラ））など、相手の尊厳を傷つけたり、不利益を与えたりする言動のことを指します。

2020年（令和2年）には「女性の職業生活における活躍^{かつやく}の推進に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により、「労働施策総合推進法」や「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」が改正され、パワハラ防止対策の法制化や、セクハラ等防止対策の強化が行われました。

また、ハラスメントは職場で行われるものにとどまらず、社会の様々な場面で行われることがあり、マタニティハラスメント（マタハラ）やカスタマーハラスメント（カスハラ）など、様々なハラスメントが次々と問題視されるようになっていきます。

こうしたハラスメントは、いずれも人権が尊重される社会の実現にあたっての大きな障壁^{しょうへき}となるものであり、一人ひとりが理解を進めていく必要があります。



職場におけるハラスメントの防止

パワハラやセクハラなどの職場におけるハラスメントについて、企業等による防止措置の義務についてが法律で定められています。また、近年社会問題となっているカスタマーハラスメントについて、企業等に防止措置を義務化する労働施策総合推進法の改正法が2026年（令和8年）12月までに施行される予定です。

職場におけるハラスメント

パワハラ（パワーハラスメント）

優越的な関係を背景にした業務上必要かつ相当な範囲を超えた労働者の就業環境が害される言動のこと。

セクハラ（セクシャルハラスメント）

相手に不利益を与える、または相手の就業環境等を害する性的な言動のこと。

マタハラ、パタハラ、ケアハラ（妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント）

妊娠・出産した「女性労働者」や育児休業等を申出・取得した「男女労働者」等の就業環境が害される業務上の必要性に基づかない言動のこと。

カスハラ（カスタマーハラスメント）

顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為のこと。
（身体的な攻撃、威圧的な言動、金銭補償の要求など）

職場におけるハラスメントを防止するためには

- 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
 - 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
 - 職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
 - 併せて講ずべき措置（プライバシー保護、不利益取扱いの禁止等）
- ※このほか、職場における妊娠・出産等に関するハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメントについては、その原因や背景となる要因を解消するための措置が含まれます。

事業主は、日頃から労働者の意識啓発等、ハラスメント防止対策の周知徹底を図るとともに、相談しやすい相談窓口となっているかを点検する等職場環境に対するチェックを行い、特に未然の防止対策を十分に行う必要があります。また、職場においても、ハラスメントについて当事者意識を持ち、被害にあっている同僚が何も対応できていない場合は、当事者に代わり相談窓口や上司などに代わりに相談する必要があります。

ハラスメントの被害にあったときは

- ◎ はっきりと意思を伝えましょう
 - ・ 我慢したり、無視したりすると事態をさらに悪化させてしまうかもしれません。可能な限り「やめてください」「私はイヤです」と、あなたの意思を伝えましょう。
- ◎ 誰かに相談しましょう
 - ・ 一人で抱え込まず、家族や友人、職場の窓口などに相談しましょう。

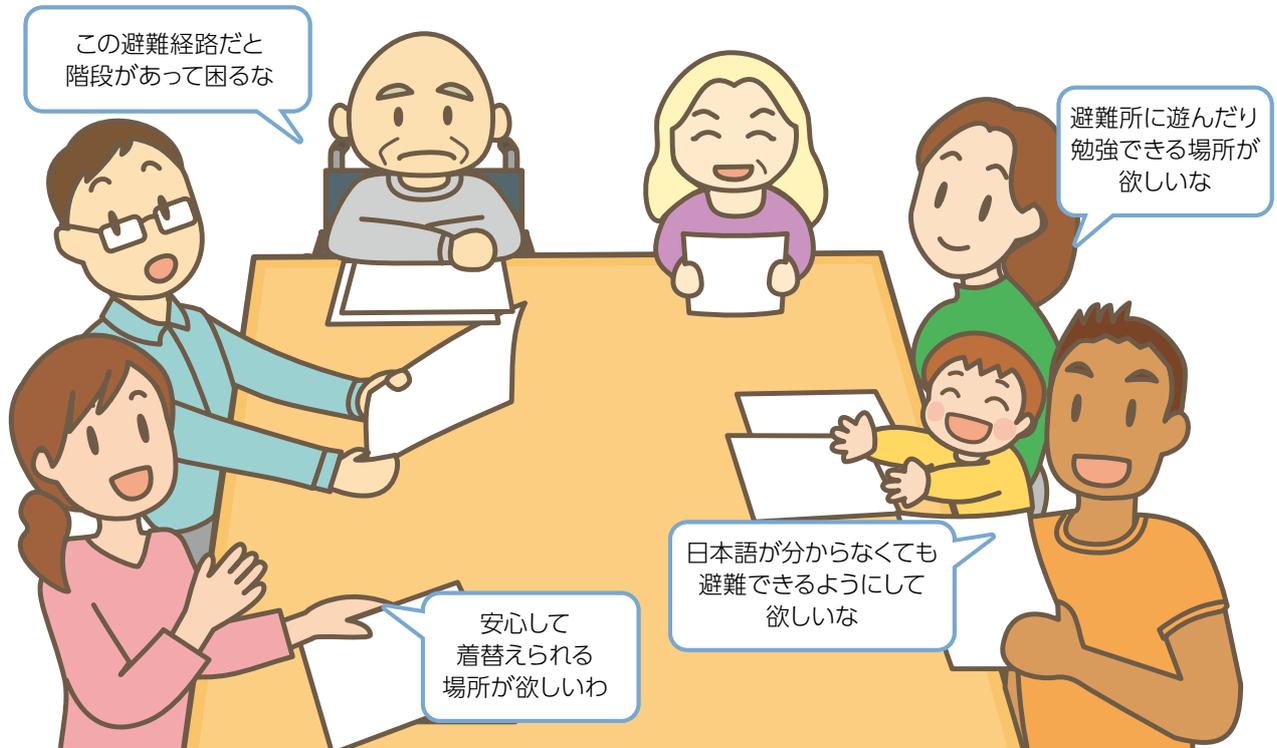


滋賀県では

滋賀県では、職場等でのハラスメントの発生を防止するため、滋賀労働局等と連携し、広く県民を対象とした周知・啓発に取り組むとともに、ハラスメントは重大な人権侵害であるという意識の浸透を図るための教育・啓発を推進しています。



こま 困りそうなこと、みんなでお話しよう



災害時には、高齢者^{こうれいしゃ}、障害者^{しょうがいしゃ}、女性^{にょせい}、子ども^{こども}、外国人^{がいこくじん}といった配慮^{はいりよ}が必要な人たちに配慮^{はいりよ}をすることが、平時に比べより一層難しくなります。

このため、普段^{ふだん}から、配慮^{はいりよ}が必要な人たちの視点^{しえん}に立った避難所運営^{ひなんじょえんぎん}について検討^{けんこう}を行ったり、配慮^{はいりよ}が必要な人たちとともに防災教育^{ぼうさいきょういく}、防災訓練^{ぼうさいくんれん}等^らをしておくことにより、いざというときに対応^{たいおう}ができるよう準備^{じゅんび}をしておくことが重要です。

また、災害時の避難所運営^{ひなんじょえんぎん}においては、例えば、限られた年齢層^{ねんれいそう}の男性^{たにせい}だけで議論^{ぎろん}することは避け、女性^{にょせい}、高齢者^{こうれいしゃ}、障害者^{しょうがいしゃ}、外国人^{がいこくじん}など多様な属性^{たふさん}の住民^{じゅうみん}が運営^{えんぎん}に参画^{さんわ}することが重要です。



みんなで考え、準備しておくことが大切なのだー。

さいがいはっせいじ じんけんもんだい と ま じょうきょう 災害発生時の人権問題を取り巻く状況

大規模な災害は、多くの命を危険にさらし、人々の暮らしを奪い、理不尽な苦しみを強いるものです。

2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災^{とうにっぽんだいしんさい}および原子力発電所の事故^{じこ}では、避難生活^{ひなんせいふく}を強いられた高齢者^{こうれいしゃ}、障害者^{しょうがいしゃ}、女性^{にょせい}、子ども^{こども}、外国人^{がいこくじん}等^らに対する配慮^{はいりよ}が欠けていたことが問題^{もんだい}になったほか、放射線被ばく^{ほうしせんひばく}についての風評等^{ふうへうら}に基づく差別的言動^{さべつてきごんどう}等^らも発生^{はっせい}しました。また、2024年（令和6年）1月に発生した能登半島地震^{のんとうはんとうじしん}では、SNS上^{えんえすえんえすじやう}において、災害^{さいがい}に便乗^{べんじやう}した偽情報^{いつはりじやうほう}の流布^{りゅうぷ}や、悪質なデマ^{あくしつな}の拡散^{かくさん}等^らが見られました。

こうした不確かな情報^{ふたかたかなじやうほう}に基づいて他人^{たにん}を不当^{ふたう}に扱^{あつか}ったり、偏見^{へんけん}や差別^{さべつ}を助長^{すけいじやう}するような情報^{じやうほう}を発信^{はつしん}したりする行為^{こうゐ}は、人権侵害^{じんけんしんがい}にあたるだけでなく、避難^{ひなん}や救助^{きゆうすけ}、復興^{ふっこう}の妨げ^{さげ}にもなりかねません。

災害時^{さいがいじ}においては、被災者^{ひさいしや}の人権尊重^{じんけんそんじゆう}の視点^{しえん}に立った対応^{たいおう}や配慮^{はいりよ}を行うことが一層必要^{いちじやうひつやう}となりますので、日頃^{ひごと}からの地域社会^{ちいきうしやかい}での準備^{じゅんび}が重要です。



要配慮者への支援について

要配慮者とは、高齢者や障害のある方、医療などを必要とする在宅療養者、日本語が得意でない外国人、子ども、妊産婦など、災害が起きた時に特に配慮を必要とする人たちのことです。

◎要配慮者への配慮の一例

(高齢者)

- ・「ゆっくり、ていねいに、具体的に」、文字や身振り手振りを交えて分かりやすく伝える。

(障害者)

- ・避難経路の障害物を取り除きバリアフリーに努める。

(外国人)

- ・「やさしい日本語」による分かりやすい表現で必要な情報を伝えるように工夫する。

(乳幼児)

- ・母親がプライバシーの守られた場所で授乳できるようにする。

「やさしい日本語」の例

- ①至急、避難所に移動してください
⇒すぐに避難所（にげるところ）に行ってください
- ②お子様のお名前をおっしゃってください
⇒子どもの名前を教えてください

災害発生時は、自分の身は自分で守る「自助」とともに、地域で互いに助け合う「共助」が重要です。1995年（平成7年）に発生した阪神・淡路大震災では、多くの方が家族や近所の住民等によって救出され、「共助」の重要性が再認識されました。日頃から近所や地域であいさつや声かけなどを行い顔見知りの関係を築いておくことや、身近な「要配慮者」の存在を知っておくことで、災害時の地域での助け合いが円滑になります。

災害時における偽・誤情報への対応について

2016年（平成28年）4月に発生した熊本地震では、ライオンが街を移動する画像とともに「動物園からライオンが放たれた」という嘘の情報がSNS上で拡散され、被災された方の不安や混乱をおおるような事態が発生しました。

また、国が作成した令和6年度の情報通信白書によれば、能登半島地震において、SNSは情報収集手段や安否確認手段として寄与していた一方で、SNS上では、迅速な救命・救助活動や円滑な復旧・復興活動を妨げるような偽・誤情報が流通したとされており、SNS上で救助を求める投稿のうち、かなりの数で矛盾が見られたという報告がされています。

災害の発生時には、特にSNS上に数多くある偽・誤情報について、注意を払い、その真偽を確かめることを心掛け、不確かな情報を安易に周囲へ共有しないことが大切です。



滋賀県では

滋賀県では、避難行動要支援者名簿の整備、個別避難計画の策定および福祉避難所の指定等、市町が要配慮者の避難支援に迅速・的確に対応できるよう支援するとともに、男女双方の視点に加え、性の多様性に関して必要な人などの視点に配慮した避難所運営等ができるような支援や、避難情報等を要配慮者が的確に受け取れるよう、情報発信の充実にも努めるとともに、多言語版の啓発資料の作成配布、防災教育、防災訓練等を通じて、外国人県民等に対する防災知識の普及に努めています。

また、「滋賀県地域防災計画」に基づき、市町や地域住民・自主防災組織等との連携を図りながら、要配慮者等の視点に立った対策を推進し、災害時にもすべての人の人権が尊重される社会をめざしています。



企業も人権を尊重しよう



給料の良い会社に
就職したいな

これからの時代は、社員や取引先、
地域を大切にする会社かどうか
重要視されるんだよ

企業が行う事業活動は、従業員や消費者、地域住民など様々な人との関わりがあり、人権と密接に結びついていることから、企業は事業活動にかかわるすべての人の人権を尊重する必要があります。

利益、売上高、給料といった既存の価値観だけではなく、人権という切り口で企業を見ることで、今までとは違った見え方ができるかもしれません。



人権を大切にしている
会社が調べてみよう。

ビジネスと人権を取り巻く状況

企業が行う事業活動には、ハラスメントや差別、長時間労働など、様々な人権侵害が発生するリスクがあります。人権侵害を防止・軽減するために、企業に対して人権尊重を求める動きが国際的に加速しています。

企業の経済活動のグローバル化に伴い、途上国における強制労働や児童労働、環境破壊等の状況を背景に、2011年（平成23年）に国連の人権理事会で「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下「指導原則」という。）が全会一致で支持されました。

この指導原則に法的拘束力はありませんが、すべての企業に、人権を尊重した行動をとるよう求めています。

国内においても、2020年（令和2年）に『「ビジネスと人権」に関する行動計画』、2022年（令和4年）に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が策定されました。

このように、近年では企業による人権尊重の取組が重視されています。



企業の責任として対応が求められる人権リスク

企業は、自社はもちろん、取引先、顧客、地域など自らと関わりを持つ人たちの人権を尊重する必要があります。以下は、企業のビジネスの中で生じる可能性がある人権リスクの一例です。

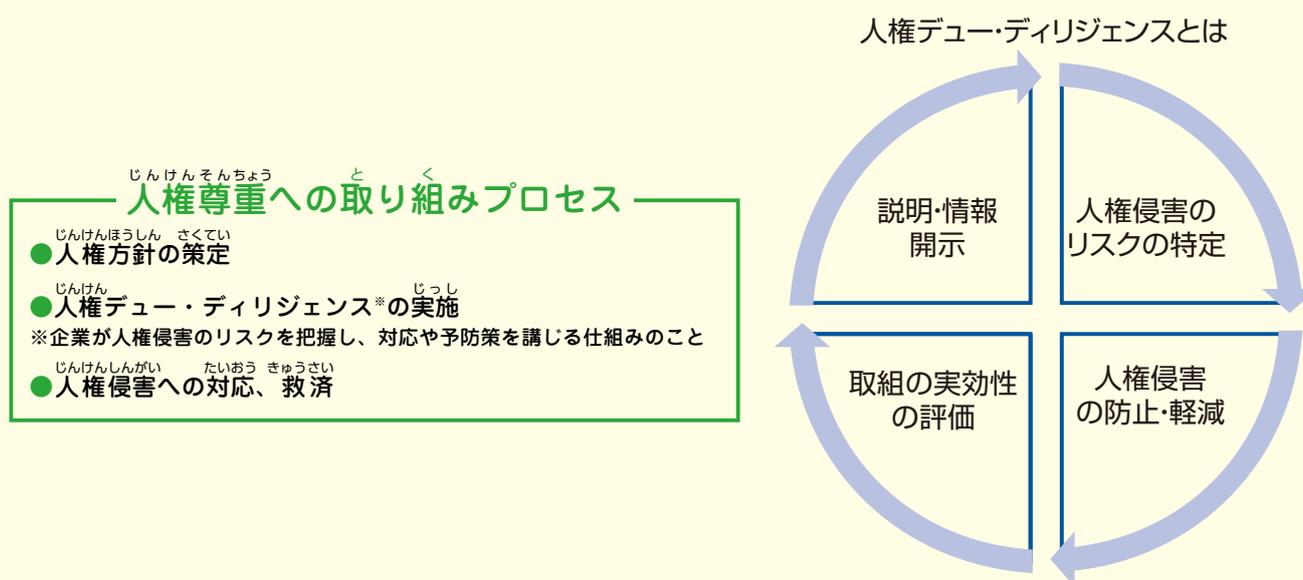
これらリスクへの対応が不十分な場合、企業イメージのダウンなど経営のリスクにつながります。

企業が配慮すべき人権は多岐に渡りますが、ここでは人権問題の例と合わせてその一部を紹介します。



企業に求められていること

企業が人権を尊重するためには、以下の取組プロセスを自主的に行うことが必要です。



滋賀県では

滋賀県では、「ビジネスと人権」に関する国内外の状況を踏まえ、滋賀県においても、2024年（令和6年）に改定した滋賀県人権施策推進計画に項目を追加しました。

また、事業者に対して、人権尊重の視点に立った企業活動を推進するよう、啓発を行うこととしています。



【基礎編】

さまざまな人権課題

私たちの身の回りには、社会的に弱い立場におかれていたりする人々に対する偏見や誤解から生じるさまざまな差別があります。また、興味本位の噂や心ない中傷などで名誉が傷つけられたり、生活の平穏が侵害されたりすることもあります。

さまざまな人権課題への理解を深め、偏見や差別をなくしていくことが大切です。



刑を終えた人・保護観察中の人等の人権

刑を終えた人、保護観察中の人やその家族に対する偏見や差別があり、特に就職や住居の確保などのときに差別されることが多く、本人に更生意欲があっても社会復帰は難しい状況です。このため、保護司をはじめとする更生保護や関係機関、団体、協力雇用主等の民間事業者などによる支援に加え、私たち一人ひとりが理解を深め、地域社会の一員として円滑な社会生活を営めるよう、偏見や差別をなくしていくことが大切です。

ヘイトスピーチ

人種、国籍、思想など特定の属性を有する集団を貶め、差別・排斥するなどの言動であるヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねません。

2016年（平成28年）6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行され、特定の民族や国籍の人々を対象としたヘイトスピーチの解消に向けた取組の推進が図られています。

しかしながら、ヘイトスピーチは特定の民族や国籍の人々だけを対象としたものにとどまりません。昨今、特にインターネット上において、障害のある人や被差別部落出身者、LGBT等の当事者など、民族・国籍以外の様々な属性を有する人々を対象としたヘイトスピーチが大きな社会問題となっています。

人権が尊重された社会の実現には、こうした言動は決して許されるものではないことを理解することが大切です。

人身取引（性的サービスや労働の強要）

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、暴力や脅迫などの手段を用いて、売春や風俗店勤務、労働などを強要される犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

国においては、2022年（令和4年）に策定された「人身取引対策行動計画2022」に基づき、人身取引の実態の把握、人身取引の防止・撲滅および被害者の保護を推進するとともに、こうした取組について広報を行い、被害に遭っていると思われる人を把握した際の通報を呼びかけるなど、関係省庁の協力による取組が進められています。私たちも人権を尊重するうえで人身取引が許されないものとして理解することが必要です。



ひとびと じんけん アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）など、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策などにより、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統などを担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

2019年（令和元年）5月には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、アイヌが日本の先住民族であることが法に明記されました。アイヌの人々の民族としての誇りを尊重するとともに、偏見や差別を解消することが大切です。

らち ひがいしゃとう じんけん 拉致被害者等の人権

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で姿を消しましたが、これらの事件の多くには、北朝鮮当局による拉致の疑いが持たれています。日本政府は、これまで17名を北朝鮮当局による拉致被害者と認定していますが、さらに、この他にも拉致の可能性を否定しきれないケースがあります。

2002年（平成14年）10月に5人の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者については、未だ北朝鮮当局から安否に関する納得のいく説明はありません。

北朝鮮当局による日本人拉致は決して許されない国家的犯罪行為・人権侵害であり、北朝鮮に残されているすべての拉致被害者の安全を確保し、速やかに日本に連れ戻さなければなりません。

そのためには、私たち一人ひとりが関心を高めて認識を深め、国際社会とも協力して対応をしていくことが必要です。

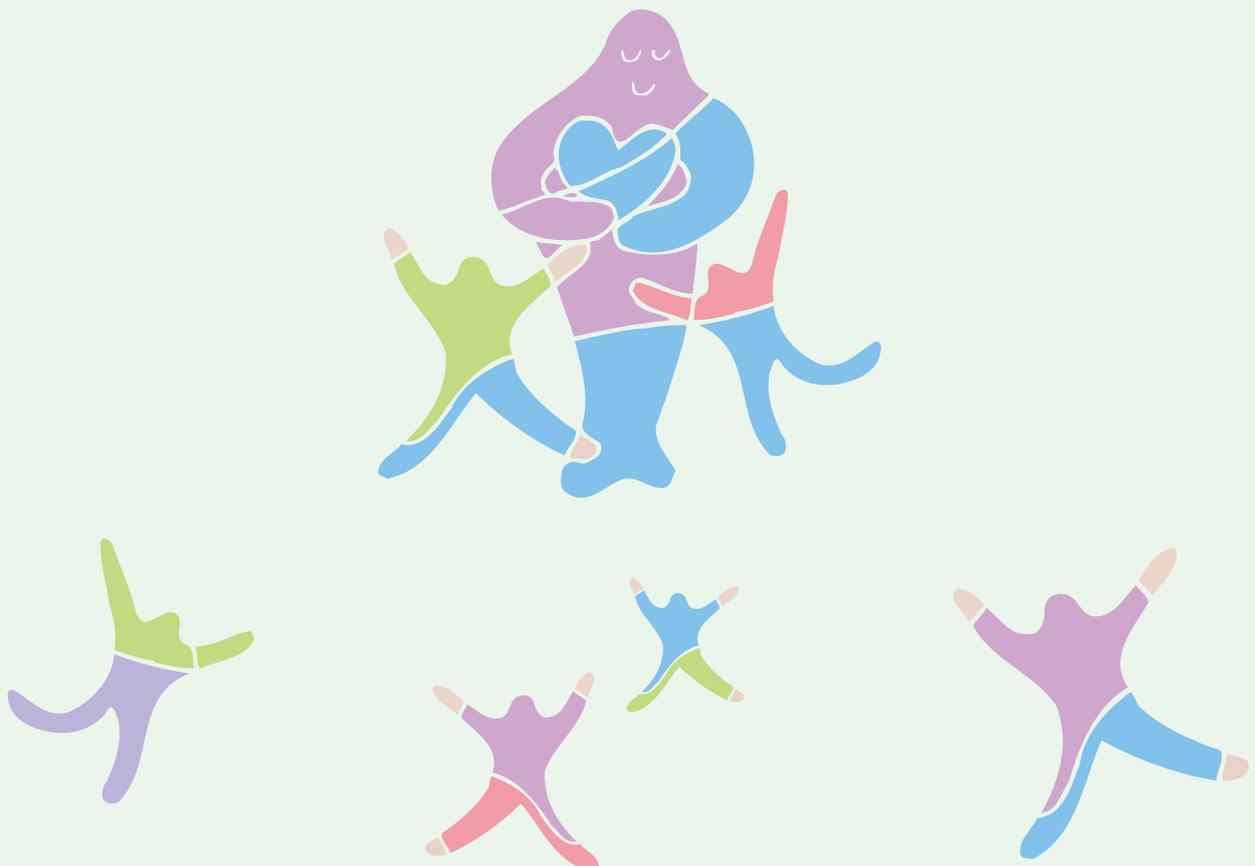


個人情報保護

社会のデジタル化の進展により様々な分野において大量の個人情報が保有され利用されています。これらの情報は、プライバシー保護の観点から適正に利用される必要がありますが、^{きぎょう}企業や行政機関などが保有する個人情報が、不正アクセスなどにより大量に流出する事件が相次いで発生しています。こうした中、2021年（令和3年）の個人情報保護法改正では、デジタル社会の進展に対応するための官民を通じた個人情報の保護と活用の強化等が図られています。一方で、生成AI技術の発展により、SNSや卒業アルバムから取得した顔写真（個人情報）を生成AIで加工し、本人の承諾なく性的な画像・動画（ディープフェイク）を作成・拡散が行われ深刻な人権侵害につながる新たな問題が発生しています。

私たち一人ひとりが、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報流出等による人権侵害の被害者にも加害者にもならないようにすることが大切です。

その他、^{こどく}孤独・^{こりつ}孤立、自殺問題、^{いぞんしょう}ひきこもり、依存症、ホームレスなど様々な人権に関わる問題があります。





じんけん
人権カレンダー



【基礎編】

国際的なもの...赤色 全国的なもの...青色 滋賀県独自のもの(下線あり)

月	●月 日 ◆週 間	記 念 日 等
4	●若年層の性暴力被害予防月間 ◆発達障害啓発週間(2日～8日)	2日 世界自閉症啓発デー 17日 国際更生保護ボランティアの日 最終水曜日 国際盲導犬の日
5	●児童福祉月間 ◆憲法週間(1日～7日) ◆児童福祉週間(5日～11日)	3日 憲法記念日
6	●外国人労働者問題啓発月間 ◆男女共同参画週間(23日～29日) ◆ハンセン病を正しく理解する週間 (25日を含む週(日曜日～))	1日 人権擁護委員の日 12日 児童労働反対世界デー 20日 世界難民の日 22日 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日
7	●社会を明るくする運動強調月間 ●滋賀県企業内公正採用・人権啓発推進月間 ●再犯防止啓発月間 ●青少年の被害・非行防止全国強調月間	1日 更生保護の日
8		6日 広島原爆忌 9日 長崎原爆忌 9日 世界の先住民国際デー
9	●滋賀県同和問題啓発強調月間 ●がん征圧月間 ●障害者雇用支援月間 ◆自殺予防週間(10日～16日) ◆老人週間(15日～21日) ◆結核予防週間(24日～30日) ◆呼吸器感染症予防週間(24日～30日)	8日 国際識字デー 10日 世界自殺予防デー 15日 老人の日 21日 世界アルツハイマーデー
10	●高齢者雇用促進月間 ●臓器移植普及推進月間	1日 国際高齢者デー 第1月曜日 世界ハビタットデー (人の住居に関する記念日)
11	●オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン ●こども・若者育成支援推進強調月間 ●犯罪被害者月間 ●感染症を考える月間 ◆女性に対する暴力をなくす運動(12日～25日)	第1木曜日 ネットいじめを含む、学校での暴力といじめに反対する国際デー 11日 介護の日 20日 世界こどもの日 25日 女性に対する暴力撤廃国際デー
12	◆人権週間(4日～10日) ◆障害者週間(3日～9日) ◆北朝鮮人権侵害問題啓発週間(10日～16日)	1日 世界エイズデー 3日 国際障害者デー 10日 人権デー
1	◆ライフ・イン・ハーモニー推進月間 ◆防災とボランティア週間(15日～21日) ●多文化共生推進月間	17日 防災とボランティアの日
2		28日 世界希少・難治性疾患の日
3	●自殺対策強化月間 ◆人種差別と闘う人々との連帯週間 (21日～27日)	8日 国際女性デー 21日 国際人種差別撤廃デー 24日 世界結核デー



知っていますか、このマーク???



【基礎編】

障害のある人が安心して、より安全に生活できるように、さまざまなピクトグラム（絵やマークで物事を示した絵文字）が街角で見受けられるようになりました。

障害に関するマークを理解し、だれもが暮らしやすいまちづくりをめざしましょう。

※ここで紹介しているマーク以外にも、様々な障害に関するマークがあります。

障害者のための国際シンボルマーク



障害のある人が利用できる建築物、施設であることを示す世界共通のシンボルマークです。駐車場などでの障害者の利用についての理解と協力が必要です。なお、このマークは、車いすを利用する方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。

身体障害者標識



肢体不自由であることを理由に、免許に条件を付されている運転者が運転する場合に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合は道路交通法で罰せられます。

聴覚障害者標識



聴覚障害であることを理由に、免許に条件を付されている運転者が運転する場合に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合は道路交通法で罰せられます。

耳マーク



聴覚障害者であることをあらわす国内で使用されているマークです。聴覚障害者であることは外見からは分かりにくいいため、誤解されたり、不利益や危険にさらされたりすることがあるので、相手が「聞こえないこと」を理解し、配慮する必要があります。

補助犬マーク



身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことをいいます。「身体障害者補助犬法」が施行され、公共施設・交通機関はもちろんのこと、民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。

視覚障害者の国際マーク



視覚障害者を示す世界共通のマークです。このマークは、信号や音声案内などの視覚障害の方の安全やバリアフリーを配慮した建物や設備・機器にも使用されています。

ハート・プラスマーク



身体内部に障害のある人をあらわすマークです。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）に障害のある方は外見から分かりにくいいため、まだ社会に十分に理解されていません。このマークを着用されている人を見かけた場合は、身体の内部の障害について理解し、配慮する必要があります。

オストメイトマーク



オストメイト（人工肛門・人工膀胱を使用している人）を示すシンボルマークで、オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口や案内誘導プレートに表示するものです。

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、発達障害や精神障害、知的障害のある方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方、または認知症の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。



さまざまなリボン運動

うんどう



【基礎編】

社会的運動に色つきのリボンを使うことはアメリカで発祥したといわれており、現在、世界中でさまざまな色のリボン運動が実施されています。(このほかにも、多くのリボン運動があります。なお、リボンの色は国によっては異なった運動のシンボルマークに使われているものもあります。)

パープルリボン

暴力根絶のシンボルマーク



DVや虐待など個人間における暴力をなくす運動のシンボルマークで、1994年にアメリカで始まりました。インターナショナル・パープルリボン・プロジェクトとして世界40カ国以上で展開されています。※女性に対する暴力をなくす運動(11月12日～25日)

ピンクリボン

乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝えるシンボルマーク



1980年代にアメリカで始まったピンクリボン運動は、世界に広まり、日本でも2000年頃から専門医や外資系企業を中心に活動が始まり、2003年からは毎年10月にピンクリボンフェスティバルが開催されています。

ホワイトリボン

「安全な母性」を推進するシンボルマーク



開発途上国の妊産婦と赤ちゃんの命と健康を守る運動のシンボルマークで、1999年にホワイトリボン・アライアンスという国際的なネットワークが作られ、世界110カ国から622の国際機関、研究所、NGOなどの団体が参加して活動しています。

オレンジリボン

児童虐待防止のシンボルマーク



児童虐待事件をきっかけに、平成17年に栃木県小山市の市民団体が始めた運動で、「子どもの虐待の現状を広く知らせ、子どもの虐待を防止し、虐待を受けた子どもが幸福になれるように」というメッセージリボンです。※オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

イエローリボン

障害のある人びとの社会参加を推進していくためのシンボルマーク



障害のある人々の、その人らしい自立と社会参加をめざす運動のシンボルマークです。すべての人がともに生きる社会の実現をめざし、障害者権利条約の内容を広く普及し、日本での条約批准をめざしています。※障害者週間(12月3日～9日)

レッドリボン

エイズに対する理解と支援のシンボルマーク



1980年代終わり頃、エイズが社会的な問題となってきたアメリカニューヨークで始まった運動で、「エイズに関して偏見をもっていない、エイズとともに生きる人々を差別しない」というメッセージリボンです。※世界エイズデー(12月1日)

グリーンリボン

移植医療のシンボルマーク



1980年代にアメリカで始まった世界的な移植医療普及のためのシンボルマークです。日本でも臓器移植への理解と臓器移植への理解と臓器提供意思表示カードの普及の促進のための活動が行われています。※臓器移植普及推進月間(10月)

ブルーリボン

拉致被害者の救出を求めるシンボルマーク



NGO「北朝鮮に拉致された日本人を救出する市民ネットワーク」の提案で始まった、「北朝鮮による拉致被害者の生存と救出を信じる」という意思表示のためのリボンです。※北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12月10日～16日)

イエローグリーンリボン

受動喫煙防止のシンボルマーク



「たばこの煙を吸いたくない」という気持ちをさりげなく周りの人に伝えるために、長崎県佐世保市民のアイデアで誕生したシンボルマークです。

ゴールドリボン

小児がんへの理解と支援のシンボルマーク



アメリカから始まったゴールドリボン運動は、子どもたちは金のように貴重な宝物であり、小児がんの子どもたちに必要な医療やケア、研究に輝かしい光を当てるというメッセージが込められています。※世界小児がん啓発月間(9月)



◇人権感覚を研ぎ澄ますために

すべての人の人権が尊重される社会をつくるためには、個別の課題についての知識や理解を深めるだけでなく、「自分の大切さ」と「他の人の大切さ」を認められるよう、人権感覚を研ぎ澄ますことが大切です。



一人ひとりが大事な存在であると感じられる場面をつくりましょう

急激な社会の変化の中で、なかなか自分の存在価値がつかめず、自分に自信をもてないことが多くあります。自分自身が自分を受け入れられなければ、他の人のことを尊重して受け入れることは難しいといえます。多くの研究結果から、自分が大事にされていると感じられる人ほど、他の人も大事にできるということがわかっています。人との関わりの中で、だれもがかけがえのない大切な存在として認められていることが実感できる場面づくりが大切です。

見方を変える力と想像力を高めましょう

事実は同じでも、受け止め方は人によってさまざまです。たとえば、厳しい差別の中から人権を獲得してきた人々の歴史を見ると、「差別をされてきたかわいそうな人たち」ととらえるのか、「不当な差別と闘い人間らしさを求めてきた人たち」ととらえるのかによって、イメージは全く違ってきます。

また、相手の気持ちを理解するための想像力も大切です。想像力が豊かであれば、差別された人の痛みに共感し、差別をなくそうという態度につながるのではないのでしょうか。

さまざまな角度から物事を見る力と、他の人の気持ちに共感できる想像力を高めることが求められます。

お互いに気持ちをわかりあうための能力を高めましょう

自分の気持ちをうまく相手に伝えることは、案外難しいものです。自分の思いを素直に伝えたつもりでも、自分の思っていたことがうまく伝わらなかったり、結果的に相手にいやな思いをさせたりしていることがあります。反対に、他の人から言われたことで自信をなくしたり、傷ついたりすることもあります。相手を攻撃することなく自分の主張を伝えることは、豊かな人間関係を築くための大切な能力のひとつです。

お互いに気持ちを分かりやすく相手に伝え、わかりあうためのコミュニケーションの能力を高めることが求められます。

例) こんなとき、どう言えばいいでしょう？

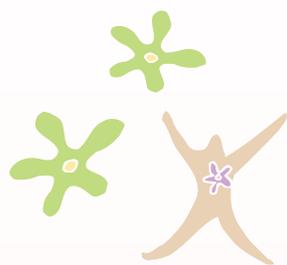
◆電車の中で大きな声で電話をしている人がいたとき

◆友人との会話の中で「〇〇人ってこわいよね。」という話を聞いたとき





◇ 偏見や差別をなくすために



私たちの周りには、さまざまな情報があふれています。一部の情報に影響されて、^{えいきょう}根拠のない理由や固定観念で物事を判断し、^{へんけん}偏見や差別につながるものの考え方や行動をしていることはないでしょうか。日々の生活の中で、一人ひとりがしっかり考え、情報を正しく判断することが大切です。

アンコンシャスバイアス

アンコンシャス・バイアスとは、「無意識の思い込み」のことです。

「女性に理系の職業は向いていない」、「^{こうれいしゃ}高齢者だからスマホは使えない」、「大学を卒業していない経営者の会社は株価が伸びない」など、性別や年齢、^{ねんれい}学歴などに対して、知らず知らずのうちに偏った見方をしてしまうことがあります。こうした思い込みが、採用や評価、人間関係に影響を与えることがあるため、まずは気づくことが大切です。

以下の話を読んでみてどう感じますか？

“ある日、父親とその息子が車で出かけたが、途中で交通事故に^あ遭ってしまった。

運転していた父親と息子は別々の救急病院へ搬送された。息子が運ばれた救急病院の手術室で、運び込まれてきた少年を見た外科医はこう言った。「この少年は私の息子です！」“

以上です。

さて、この話を違和感無く読むことはできましたか？

医師＝男性という思い込みがあると、この話に違和感を感じてしまいます。外科医は母親だったということです。このような無意識の思い込みがアンコンシャスバイアスです。

マイクロアグレッション

^{だれ}誰かを傷つけたり、差別したりするなどの悪意はなくても、相手が傷つく結果となるような言動を「マイクロアグレッション」といいます。

例えば、夫婦で共働きをしている女性が「旦那さんが家事をしてくれるなんてうらやましい」と言われたとします。一見すると褒め言葉のようにも聞こえます。また、家事・育児の時間が女性配偶者の方が長いことは統計上でも示された事実です。しかしながら、この言葉を聞いて「母親が家事をするのが普通で、うちはおかしいのかな」、「私だって仕事を^{がんば}頑張っているのに、夫が家事をして褒められるのは…」というようなモヤモヤしたものを人によっては感じてしまいます。

「気にしすぎではないか」、「そんなことで差別扱いされたら話ができなくなる」といった意見もあるかと思いますが、このような大したことがないような言動を繰り返すことで、ストレスや不快感、不平等感が蓄積し、結果的に傷ついてしまうことがマイクロアグレッションの特徴です。

マイクロアグレッションを防ぐには、自分自身の言動が、思い込みや決めつけによるものでないか、振り返ることが必要です。



ひとりで悩んでいませんか？

人権に関する県民意識調査(令和3年度)では、「人権侵害を受けたことがある」と答えた人にどのような対応をしたか(複数回答)たずねたところ、「身近な人に相談した」と答えた人の割合が40.3%で最も高く、次いで「何もしなかった」(32.3%)、「相手に抗議した」(24.7%)の順となっています。「何もしなかった」人は、前回調査(平成28年度)と比べると7.1%低くなっていますが、依然として多くおられます。一方、「法務局、県、市町、警察等の行政機関に相談した」という方は、13.4%にとどまっています。

滋賀県では、さまざまな人権に関する悩みに対して、的確に対応できるよう、国や県などの専門の相談機関が「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」を組織して、連携を図っています。

だれもが安心して暮らしたい

ひとりで悩まずに、まず相談してみよう
こころが少し楽になるよ!

人権全般に関する相談

- ◆全国共通人権相談ダイヤル(みんなの人権110番)
(大津地方方法務局人権擁護課)…… TEL0570-003-110
- ◆(公財)滋賀県人権センター人権相談室
…………… TEL FAX 077-527-3885
月・火・水・金(祝日・年末年始を除く)
午前10時~12時、午後1時~4時
- ◆各市町役場
- ◆各人権擁護委員・各人権擁護推進員

女性に関わる相談

- ◆中央子ども家庭相談センター… TEL077-564-7867
- ◆彦根子ども家庭相談センター… TEL0749-24-3741
- ※◆男女共同参画センター…… TEL0748-37-8739
(G-NETしが)
- ※◆滋賀労働局雇用環境・均等室… TEL077-523-1190

児童虐待など子どもに関わる相談

- ◆中央子ども家庭相談センター… TEL077-562-1121
- ◆彦根子ども家庭相談センター… TEL0749-24-3741
- ◆大津・高島子ども家庭相談センター… TEL077-548-7768
- ◆日野子ども家庭相談センター… TEL0748-36-1201
- ※◆虐待ホットライン…………… TEL FAX 077-562-8996
- ※◆児童相談所虐待対応ダイヤル…………… TEL189
(※祝日、年末年始を含む毎日24時間)
- ◆最寄りの福祉事務所
- ◆各市町児童虐待相談担当課
- ◆各民生委員 児童委員

子育てに関する相談・子どもに関わる相談

- ◆子ども・子育て応援センター… TEL077-524-2030
(こころんだいやる)
- ◆24時間子供SOSダイヤル…… TEL0120-0-78310
- ◆子ども・若者総合相談窓口… TEL077-567-5058
(滋賀県立精神保健福祉センター内)
- ◆子どもの人権110番 …… TEL0120-007-110
(大津地方方法務局人権擁護課内)
- ◆少年サポートセンター(滋賀県警察本部少年課)
(大津)…………… TEL077-521-5735
(米原)…………… TEL0749-52-0114

高齢者に関わる相談

- ◆各市町地域包括支援センター
- ◆各市町高齢者福祉担当課



障害者に関わる相談

- ◆滋賀県障害者権利擁護センター
…………… TEL077-521-1175
…………… FAX077-528-4853
- ◆障害者110番 …… TEL077-566-0110
- ◆知的障害者更生相談所…… TEL077-563-8448
(滋賀県立精神保健福祉センター内)
…………… FAX077-562-4334
- ◆身体障害者補助犬苦情・相談(県庁障害福祉課)
…………… TEL077-528-3541
- ◆滋賀県立リハビリテーションセンター 更生相談係
…………… TEL077-567-7221
- ◆各市町障害者福祉担当課



人権に関わる問題で悩^{なや}んでいませんか？
 ひとりで悩^{なや}まずに、専門の機関に相談してください。
 秘密は固く守ります。安心してご相談ください。

高齢者・障害者の権利擁護に関わる相談

- ◆滋賀県権利擁護センター …TEL077-567-3924
…FAX077-567-5160

福祉サービスの苦情に関する相談

- ◆運営適正化委員会(あんしん・なっとく委員会)
…TEL077-567-4107
…FAX077-561-3061

医療・保健・こころの健康に関する相談…

- ◆エイズに関する相談(県庁健康危機管理課)
…………… TEL077-524-0051
月・水曜日の午前9時～12時
- ◆ハンセン病に関する相談(県庁健康しが推進課)
…………… TEL077-528-3655
- ◆医療安全相談室 …………… TEL077-528-4980
- ◆精神保健福祉センター …… TEL077-567-5010
- ◆にんしんSOS滋賀 …………… TEL090-8810-2499
- ◆滋賀県難病相談支援センター
…………… TEL077-526-0171
- ◆LINE相談「こころのサポートしが」…………… 
- ◆最寄りの保健所

犯罪被害に関する相談……………

- ◆警察総合相談電話「県民の声110番」…TEL短縮ダイヤル#9110
(警察県民センター) …………… TEL077-525-0110
- ◆滋賀県犯罪被害者総合窓口
(（公社）おうみ犯罪被害者支援センター)
……………TEL077-525-8103
月～金(祝日・年末年始を除く)午前10時～午後4時
- ◆犯罪被害者支援ダイヤル(法テラス)
(平日9:00～21:00
土曜日9:00～17:00(日曜祝日・年末年始休業))
……………TEL0120-079714
- ◆性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖SATOCO(サトコ)ホットライン
(24時間365日相談可)……………TEL090-2599-3105
- ◆性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
(全国共通番号、24時間365日相談可) ……TEL短縮ダイヤル#8891
- ◆性犯罪被害相談電話(全国共通番号)…
TEL短縮ダイヤル#8103
TEL077-522-1551

同和問題に関する相談……………

- ◆(公財)滋賀県人権センター人権相談室
…………… TEL FAX077-527-3885
月・火・水・金(祝日・年末年始を除く)
午前10時～12時、午後1時～4時
- ◆全国共通人権相談ダイヤル(みんなの人権110番)
(大津地方法務局人権擁護課) …… TEL0570-003-110

女性に対する暴力やストーカーの相談…

- ◆最寄りの警察署

インターネットによる人権侵害に関する相談…

- ◆全国共通人権相談ダイヤル(みんなの人権110番)
(大津地方法務局人権擁護課) …… TEL0570-003-110
- ◆警察総合相談電話「県民の声110番」…TEL077-525-0110
(短縮ダイヤル#9110)
- ◆(公財)滋賀県人権センター人権相談室
…………… TEL FAX077-527-3885
月・火・水・金(祝日・年末年始を除く)
午前10時～12時、午後1時～4時

外国語による相談……………

- ※全て令和8年(2026年)3月現在の情報です。
 最新の情報は各相談機関のホームページ等でご確認ください。
- ◆外国語人権相談ダイヤル(大津地方法務局人権擁護課内)
(英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語、
インドネシア語、ベトナム語、ネパール語およびタイ語)
……………TEL0570-090911
 - ◆(公財)滋賀県国際協会
(ポルトガル語、スペイン語、英語、タガログ語、ベトナム語を
含む20言語)…………… TEL077-523-5646
 - ◆一部の市町の在住外国人相談窓口

消費生活に関わる相談……………

- ◆滋賀県消費生活センター ……TEL0749-23-0999
月～金(祝日・年末年始を除く)午前9時15分～午後4時
- ◆消費者ホットライン(最寄りの消費生活相談窓口につながります)
……………TEL188

※この情報は、2026年(令和8年)3月時点の情報です。



滋賀県人権啓発キャラクター
「ジンケンダー」

この冊子に対するご意見・ご要望がありましたら下記までお願いします。
・大切な資源です。周りの人にも回覧していただくなど有効に活用してください。
・県では電子データの活用を推進しています。
この冊子のデータは以下の県ホームページにも掲載されていますので、活用してください。

滋賀県人権施策推進課ホームページ「学習教材のご案内」
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zinken/300329.html>



こころやわらかく(改訂版)

2026年(令和8年)3月発行

滋賀県人権施策推進課

〒520-8577 大津市京町4丁目1番1号
TEL077-528-3533 FAX077-528-4852
E-mail cf00@pref.shiga.lg.jp

企画・デザイン／近江印刷株式会社